

社会福祉法人八尾すずらん福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人八尾すずらん福祉会の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席した時は、次により報酬を支払うことが出来る。なお、同日に合わせて法人業務を行った場合であっても、第4条尾野報酬は支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	5,000 円

2 評議員が行議員会に出席したときは、つぎにより報酬を支払うことが出来る。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4帖の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
行議員会出席報酬等	5,000 円

(役員及び行議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 但し、施設の管理者等兼任の場合、勤務時間内においては支払わないものとする。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表1によりほうしゅうを支払うことが出来る。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務の為出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することが出来る。

旅費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
実費	7,000 円	5,000 円	実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することが出来る。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することが出来る。

(兼務役員)

第 6 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

附 則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

名 称	報 酬
理 事 長 業 務 報 酬 等	5,000 円
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬	5,000 円
監 事 監 査 指 導 報 酬 等	5,000 円